

京田辺市文化芸術プラットフォーム形成支援業務
審査基準要領

1. 概要

本業務の審査・選定は、本市が設置した選定委員会により公募型プロポーザル方式を実施する。

2. 選定委員会

本業務における選定委員会の構成員は、以下のとおりとする。

- ア 委員長 市民部長
- イ 委員 総務部副部長
- ウ 委員 企画政策部副部長
- エ 委員 こども未来部副部長

3. 審査方法

- (1) 担当部署において提出書類に基づいて参加資格審査を実施し、5社以上から参加表明書の提出があった場合は、配点合計上位3社を企画提案書提出者の対象とする。同点の場合は、3社を超えて選定するものとする。なお、参加表明書の提出が5社未満の場合でも提出書類による参加資格審査は実施するものとする。
- (2) 審査会は原則、企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施する。また、本市が定めた審査基準に基づき採点し、参加資格審査、審査会、見積額による採点の合計点が最も高い者から第1位順位として順位を選定する。なお、最高合計点が同点の場合、見積金額が低い者を第1位順位として選定する。
- (3) 前項にかかわらず、総合点が6割未満の場合は候補者として選定しない。
- (4) 以下に掲げる事項に該当する者は失格とする。
 - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
 - エ 仕様書の条件を満たさない提案を行った場合
 - オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4. 審査基準

参加資格審査基準

審査項目	審査内容	配点
経営規模等	経営規模・履行保証力・瑕疵担保力・社会貢献度は総合的に評価し妥当であるか	5
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか	5
業務体制	仕様書に求める必要な人材（専門家・有識者等）の確保に見込みが立っているか	10
遂行実績	担当する者に類似の業務における実績があるかどうか。	5
	合計	25

審査会（プレゼンテーション）審査基準

審査項目	配点
① 業務目的及び業務内容の理解が十分にあるか	5
② 市が求める要件・目的に対して、提案内容に適合性はあるか	5
③ 適正な業務体制（責任者、人員、役割分担等）となっているか	5
④ 妥当な進め方や業務内容となっているか	5
⑤ 安全管理及びリスク対応策などが十分であるか	5
⑥ 主担当者の業務に対する適正、積極性及び意欲は感じられるか	5
⑦ 独自のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られるか	5
⑧ 有益な追加又は代替の提案があるか	5
⑨ 運営について、高度な知見や専門性の高い提案がされているか	5
⑩ 広報について、高度な知見や専門性の高い提案がされているか	5
合計	50

見積額による採点

経済性	$25 \times$ （提案者のうち最低見積／見積額） 小数点第2位以下切り捨て	25
	小計	25